

静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月24日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第18号

静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例（平成20年静岡県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(原状回復)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(指定管理者の事業報告)</p> <p>第27条 (略)</p>	<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 設置及び管理（第2条—第22条）</u></p> <p><u>第3章 指定管理者による管理（第23条—第27条）</u></p> <p><u>第4章 管理の特例（第28条—第30条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第31条）</u></p> <p><u>第6章 罰則（第32条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p><u>第2章 設置及び管理</u></p> <p>(設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(原状回復)</p> <p>第22条 (略)</p> <p><u>第3章 指定管理者による管理</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(指定管理者の事業報告)</p> <p>第27条 (略)</p> <p><u>第4章 管理の特例</u></p> <p><u>(運営権を設定する場合の管理の特例)</u></p> <p><u>第28条 前章の規定にかかわらず、知事は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。）第16条の規定によ</u></p>

り、選定事業者（民間資金法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に空港の運営等（民間資金法第2条第6項に規定する運営等をいい、知事が別に定めるものを除く。以下同じ。）に係る公共施設等運営権（民間資金法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）を設定することができる。

2 前項の規定により運営権を設定することができる選定事業者の選定は、規則で定めるところにより知事に申請を行った者が次に掲げる基準に適合すると知事が認めた場合に行うものとする。

(1) 空港の運営等を適正かつ確実に実施するために必要な計画を有する者であること。

(2) 空港の運営等を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

3 第1項の規定による運営権を有する者（以下「運営権者」という。）が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 空港の運営等であって、着陸料等を自らの収入として収受するものに係る業務

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が定める業務

4 前項の業務を行うため、この条例（第3条、第23条及び第25条から第30条までを除く。）の規定に基づく知事の権限は、運営権者が行うものとする。

（利用に係る料金）

第29条 運営権に係る公共施設等運営事業（民間資金法第2条第6項に規定する公共施設等運営事業をいう。）を行う場合においては、当該公共施設等運営事業に係る施設の使用者は、当該施設の利用に係る料金を運営権者に

(委任)

第28条 (略)

(過料)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、
5万円以下の過料に処する。

(1) 第20条の規定による知事の命令に違反した者

(2) (略)

2 (略)

附 則

(着陸料の特例)

6 航空法第2条第18項の航空運送事業の用に
供する航空機 (以下「運送事業用航空機」と

支払わなければならない。

2 前項の場合において、利用に係る料金に相
当する使用料に係るこの条例の規定は、適用
しない。

3 運営権者は、航空旅客の取扱施設の利用に
係る料金を定めようとするとき (当該料金を
変更しようとするときを含む。)は、その上限
を定め、規則で定めるところにより、知事の
承認を受けなければならない。

(運営権の移転の特例)

第30条 知事は、運営権の移転を受ける者が次
に掲げる基準に適合する場合は、民間資金法
第26条第4項本文の議会の議決を要しない。

(1) 運営権の移転を受ける者が、民間資金法
第9条各号のいずれにも該当しないこと。

(2) 運営権の移転が実施方針 (前条第1項の
公共施設等運営事業に係る民間資金法第5
条第1項に規定する実施方針をいう。)に照
らして適切なものであること。

第5章 雑則

(委任)

第31条 (略)

第6章 罰則

(過料)

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、
5万円以下の過料に処する。

(1) 第20条の規定による知事の命令 (第28条
第4項の規定により、運営権者が知事の権
限を行う場合にあっては、運営権者の命
令) に違反した者

(2) (略)

2 (略)

附 則

(着陸料の特例)

6 航空法第2条第18項の航空運送事業の用に
供する航空機 (以下「運送事業用航空機」と

いう。)の着陸料の額は、平成23年4月1日から平成29年3月31日までの間、別表第2の規定にかかわらず、同表の規定により計算して得た額に3分の1を乗じて得た額とする。この場合において、着陸料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てる。

いう。)の着陸料の額は、平成23年4月1日から平成31年3月31日までの間、別表第2の規定にかかわらず、同表の規定により計算して得た額に3分の1を乗じて得た額とする。この場合において、着陸料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。